

2024 年 11 月 18 日

各位

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号
日本郵船株式会社
代表取締役社長 曾我 貴也

東京都品川区東品川四丁目 12 番 4 号
郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社
代表取締役社長 原田 浩起

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び 794 条第 1 項に基づく事前備置書面)

日本郵船株式会社（以下「NYK」といいます。）と郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社（以下、「YLGM」といいます。）は、2025 年 1 月 10 日を効力発生の予定日として、NYK を吸収分割会社、YLGM を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を 10 月 31 日付で締結しました。

本吸収分割について、会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項並びに会社法施行規則第 183 条及び 192 条の定めにより、下記の書類を備え置くことといたします。

記

1. 会社分割契約書

別紙 1 記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する説明

本吸収分割に際しては、NYK に対して YLGM の普通株式 2,999,000 株が交付されます。NYK は、YLGM の発行済株式全部を所有していることから、交付株式数は、承継対象となる郵船ロジスティクス株式会社の普通株式について評価を行い、かつ、YLGM の 1 株あたりの価値と比較検討のうえ、NYK と YLGM の協議に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割による YLGM の資本金及び準備額の増加額は、機動的な資本政策の実現等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る剰余金の配当等に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. NYK に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

NYK は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又は NYK の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://www.nyk.com/ir/library/yuho/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. YLGM に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 記載のとおりです。YLGM には最終事業年度がないため、YLGM の成立の日における貸借対照表の内容を記載しています。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。なお、YLGM には最終事業年度がないため、「最終事業年度の末日」は「YLGM の成立の日」と読み替えています (6. (3) において同じ)。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生じる日以後における NYK の債務及び YLGM の債務の履行の見込みに関する事項について

本吸収分割効力発生日後の NYK 及び YLGM の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の NYK 及び YLGM の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収分割後における NYK 及び YLGM の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

日本郵船株式会社（以下「甲」という）と郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（吸収分割会社・吸収分割承継会社の商号・住所）

本契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」という）における吸収分割株式会社及び吸収分割承継株式会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 吸収分割株式会社

甲 商 号 日本郵船株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

(2) 吸収分割承継株式会社

乙 商 号 郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社

住 所 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 4 号

第 2 条（吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は、本件分割により、甲から、甲が有する以下の株式を承継する。
郵船ロジスティクス株式会社の普通株式 42,220,800 株
2. 乙は、前項に定めるほか、本件分割に際して、甲から、資産、債務、雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第 3 条（吸収分割に際して対価として交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して発行する普通株式 2,999,000 株を甲に対して交付する。

第 4 条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

乙は、本件分割により資本金を金 9,000 万円増加して、金 1 億円とする。本件分割により乙の準備金は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2025 年 1 月 10 日とする。但し、本件分割に係る手続進行上の必要性又はその他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めにより、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、会社法 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得るものとする。

第 7 条（吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

本件効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙で協議の上、本件分割の条件を変更し、本件分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第 9 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲と乙の間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 31 日

甲： 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号
日本郵船株式会社
代表取締役社長
曾我 貴也

乙： 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 4 号
郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社
代表取締役社長
原田 浩起

貸借対照表

2024年7月31日現在

東京都品川区東品川四丁目12番4号
郵船ロジスティクスグローバルマネジメント株式会社
代表取締役社長 原田 浩起

貸借対照表の要旨

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10	流 動 負 債	0
固 定 資 産	0	固 定 負 債	0
繰 延 資 産	0		
		負 債 合 計	0
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	10
		資 本 金	10
		資 本 剰 余 金	0
		資 本 準 備 金	0
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	0
		利 益 準 備 金	0
		そ の 他 利 益 剰 余 金	0
		純 資 産 合 計	10
資 産 合 計	10	負 債 純 資 産 合 計	10

(注)記載金額は、表示単位未満を四捨五入表示しております。